

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
津山市	津山南地区	令和3年3月31日	令和6年3月31日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	666ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	348ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	178ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	104ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	17ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	65ha
(備考) 転出して長い者、法人等組織が該当する年齢不明の農地面積がおおよそ11ha存在する。	

注1:④についてはR5年度までの中心経営体に登録があったもののデータになります。

2 対象地区の課題

今後中心経営体が引き受けざる意向のある耕作面積よりも、70才以上で後継者未定の農業者の耕作面積の方が、津山南地区では39ha多く、新たな農地の受け手の確保が必要。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<p>■担い手について (福井、池ヶ原、福力以外の地区) 話し合いの結果に従うことを基本方針とする。</p> <p>(福井地区) 既存の営農組織や農業法人に農地を貸し付けることを基本方針としている。</p> <p>(池ヶ原地区) 地域内の住民のみで耕作を続けることを基本方針としている。</p> <p>(福力地区) 営農組織への貸付や、現貸付者が辞退したら中間管理機構への貸付を基本方針として想定している。</p>
<p>■作物の作付けについて (福井、福力以外の地区) 地域の話合いの結果に従うことを基本方針とする。</p> <p>(福井地区) 行政やJAなどの農業関係機関の方針を基本方針と想定している。</p> <p>(福力地区) 地域単位で土地利用型作物への転作か、行政やJAの方針に従った作物の作付を基本方針として考えている。</p>
<p>■基盤整備について (福井、福力以外の地区) 地域の話合いの結果に従うことを基本方針に考えている。</p> <p>(福井、福力地区) 基盤整備を行わず現状維持を基本方針としている。</p>

注1:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 対象地区内において今後中心となる経営体の現状と農地の集約化に関する方針

①地区内の耕地面積	666ha	
②アンケート回答面積	348ha	52.25%
③60歳未満の農業者の耕作面積	32ha	9.20%
④60歳以上で後継者が60歳未満の農業者の耕作面積	138ha	39.66%
⑤今後中心となる経営体の耕作面積(③+④)	170ha	48.85%

※割合はアンケート回答面積を分母で計算したものの

■担い手について

(福井、福力、西吉田、池ヶ原以外の地区)
地域の話合いの結果に従う事を基本方針とする。

(福井地区)

農地所有者は、原則として農地を既存の営農組織や農業法人に貸し付けることを基本方針とするが、状況に応じて地域の話合いの結果に従うとしている。

(福力地区)

自身も所属する営農組織や農業法人を立ち上げ、その組織で農地を管理することを基本方針とするが、状況に応じて地域の話合いの結果に従うとしている。

(西吉田地区)

入作を希望する担い手の受入を促進するとともに、状況に応じて地域の話合いの結果に従うとしている。

(池ヶ原地区)

自身を含めた地域内の住民のみで耕作を続けることを基本方針とするが、状況に応じて地域の話合いの結果に従うとしている。

■作物の作付について

(福井、福力、西吉田以外の地区)
地域の話合いの結果に従う事を基本方針とする。

(福井地区)

行政、JAなどの農業関係機関の方針、計画に合わせることを基本方針とするが、状況に応じて地域の話合いの結果に従うとしている。

(福力地区)

地区全域で水稲を作付することを基本方針とするが、状況に応じて地域の話合いの結果に従うとしている。

(西吉田地区)

地区全域で土地利用型作物での転作(麦、飼料作物など)、もしくは地区全域での水稲の作付を基本的な方針として想定している。

■基盤整備について

(中村、杉宮、坂上、原以外の地区)
地域間の話合いの結果に従う事を基本方針とする。

(福井、福力地区)

基盤整備は行わず、現在の状態を維持することを基本方針とし、状況に応じて地域の話合いの結果に従うとしている。

5 3並びに4の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

■農地の貸付け等の意向

貸付け等の意向が確認された農地は、1,655筆、121.90haとなっている。

■農地中間管理機構の活用方針

中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

	農地の所在(地番)	貸付希望数(筆)	貸付希望面積(ha)
1	河面	85筆	6.60ha
2	福井	88筆	5.35ha
3	田熊	198筆	21.58ha
4	金井	107筆	8.36ha
5	中原	181筆	11.50ha
6	福力	13筆	0.53ha
7	新田	82筆	6.66ha
8	西吉田	87筆	6.29ha
9	池ヶ原	68筆	5.56ha
10	堂尾	35筆	2.75ha
11	国分寺	111筆	8.49ha
12	日上	194筆	12.50ha
13	瓜生原	297筆	18.64ha
14	河辺	109筆	7.08ha
	合計	1,655筆	121.90ha